

●基本目標3

道徳心をはぐくみ、心豊かで活力のある人づくり

施策の目標

●豊かな心と体を 養成する

●人権尊重と 認め合いの 意識を高める

3-1 心を磨き、健やかな体をはぐくむ活動の充実

- (1) 「早ね・早おき・朝ごはん・あいさつ運動」をとおしてはぐくむ心と体
- (2) 生涯にわたる食育活動の推進
- (3) 豊かな感性と心の育成
- (4) 生涯を通じた読書活動の充実
- (5) 児童生徒の体力向上
- (6) 児童生徒の課外活動の充実

3-2 「いのち・からだ・こころ」の教育の推進

- (1) 人権尊重の精神の涵養※
- (2) 学校教育で行う道徳教育の充実
- (3) 地域社会全体で行う道徳教育の充実
- (4) 自尊感情と自己肯定感をはぐくむ活動の推進
- (5) 心や体に悩みや不安を抱える子どもに対する支援

3-3 次代を担う青少年の健全育成

- (1) 地域社会における青少年の健全育成
- (2) さまざまな悩みを抱える子どもの自立支援
- (3) 情報モラル教育の推進

※涵養（かんよう）…水が自然に浸み込むように、無理をしないでゆっくと養い育てること。

施策の目標 ●豊かな心と体を養成する
●人権尊重と認め合いの意識を高める

私たちは互いに尊重し合い、協働して社会を形づくっていかねばなりません。そして子どもたちには、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、子どもたちに豊かな人間性と社会性をはぐくむための教育を実現することが大切です。子どもたちの健やかな成長を願い、さまざまな角度からの教育活動や体験活動の充実に努めます。

人権とは人が幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別を超えて万人に共通した一人一人に備わった権利です。人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力などさまざまな資質や能力を育成するとともに、生命の尊さに気づき自分を大切に思う心や一人一人が大切にされ互いを認め合う心を地域ではぐくんでいきます。

施策の展開 3-1 心を磨き、健やかな体をはぐくむ活動の充実

近年、子どもたちの生活習慣の乱れが、学習意欲、体力、気力の低下の要因として指摘されています。文部科学省および石川県では、「早ね・早おき・朝ごはん運動」を推進しており、津幡町ではそれに「あいさつ」を加え、「早ね・早おき・朝ごはん・あいさつ運動」の推進に努めています。

また、食育は知育・徳育・体育の基礎となるものであり、経験を通じて「食」に対する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

子どもの体力の現状については、「走る」「跳ぶ」「投げる」といった基礎的な運動能力の低下とともに、幼少年期に身に付けておくことが望ましい基礎的な動きが獲得されていないことが課題となっています。

さまざまな経験をとおして、自分を見つめ、他者を思いやり、感性豊かな心を育てるとともに、自立心や自律性、いのちを尊重する心をはぐくみます。

乳幼児期から心と体をはぐくみ、培い、磨き、青少年へと成長を重ねていく過程を大切にできるような活動の充実に努めます。



【津幡町立つばた幼稚園でのお茶会】

施策の方針

(1) 「早ね・早おき・朝ごはん・あいさつ運動」をとおしてはぐくむ心と体

- ① 「早ね・早おき・朝ごはん・あいさつ運動」が定着するような取組の推進と充実を図ります。
- ② 幼稚園・保育園等・学校と家庭が連携し、豊かな心と健康な体の育成をめざします。

(2) 生涯にわたる食育活動の推進

- ① 幼稚園・保育園等・学校では、安全・安心な給食の提供を行うとともに食育の推進に努めます。
- ② 食育を通じて行う健全な食生活・食習慣の定着化を図る活動の充実と推進に努めます。
- ③ 食糧生産にかかわる人や食物に対して感謝の念をはぐくむ教育活動を推進します。
- ④ 古くから伝わる伝統的な食文化の継承と地産地消^{*}の促進に関する取組を充実していきます。

(3) 豊かな感性と心の育成

- ① 乳幼児期から、豊かな感性と心をはぐくまれる活動の推進に努めます。

(4) 生涯を通じた読書活動の充実

- ① 乳幼児期から本を身近に感じ、さまざまな本に出会い、読書を楽しめるような活動の充実を継続して行います。
- ② 小中学校において、蔵書の充実、学校図書館司書やボランティアを活用した読書活動の推進、町立図書館との連携を行います。

(5) 児童生徒の体力向上

- ① 健全な心の育成と基礎体力の向上をめざした体育活動を進めます。
- ② スポーツ交流をとおして親交を深めるとともに、健康な体づくりをめざします。

(6) 児童生徒の課外活動の充実

- ① スポーツ活動や芸術文化活動の充実に努め、児童生徒により広くより多くの体験の場を提供します。
- ② 指導者研修会を開催し、指導者の資質向上に努めます。

^{*}地産地消…地域生産地域消費（ちいせいさん・ちいせしょうひ）の略語で、地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費すること。

具体的な取組

(1) 「早ね・早おき・朝ごはん・あいさつ運動」のさらなる充実と推進

- ① PTA 連合会、豊かな心を育む町民会議などを中心とした「早ね・早おき・朝ごはん・あいさつ運動」の充実を図ります。
- ② 適切な運動、十分な睡眠、調和のとれた食事、心を通わすあいさつなど、幼児期から望ましい生活リズムが定着するように家庭へ啓発していきます。
- ③ 生活実態調査を継続し、児童生徒の日常の状況把握に努めます。
- ④ リーフレットの内容の充実を図り、小学校・中学校・学童保育施設・幼稚園・保育園等との連携に努めます。



【早ね・早おき・朝ごはん・あいさつ運動 リーフレット】

- ⑤ ノーメディアの取組を推進し、規則正しい生活習慣の確立が図れるように家庭との連携に努めます。
- ⑥ 幼児・小学生・中学生・保護者を対象とした朝ごはん教室を実施し、朝食を食べる児童生徒の増加につながるよう努めます。

(2) 給食指導を核にした食育活動の充実

- ① 幼稚園・保育園等・小学校・中学校において、感謝の心をはぐくむ食育活動と特色ある給食作りの充実を図ります。

- ② 基本的なマナーの学習や、食に関するさまざまな活動の推進により、家庭への啓発を行います。
- ③ 給食調理員研修を充実するとともに、食物アレルギー児に対する配慮・対応の徹底を図ります。
- ④ 肥満やう歯（虫歯）の予防、栄養など、健康な体に必要な知識を修得できる食育活動を充実します。



【津幡町立つばた幼稚園での食育活動】

(3) 地産地消を考える食育活動の充実と伝統ある食文化の継承

- ① 食糧生産にかかわる人たちの仕事や生き方についての学習活動や、地産地消を考える食育活動を推進します。
- ② 古くから伝わる食文化を継承する取組を推進し、生涯にわたる食育活動を充実していきます。

(4) 豊かな感性と心をはぐくむ体験活動の充実

- ① 幼児期からさまざまな感じ方、考え方に触れ親しみ、豊かな感性と心を磨くことができる体験活動を充実します。
- ② さまざまな世代が、音楽・芸術・和文化・舞踊などの体験ができるような活動の推進に努めます。
- ③ 文化協会や芸術文化団体などと協働し、芸術文化教育の推進・充実に努めます。

(5) 家庭・学校・地域でつながる読書活動の充実と推進

- ① 乳幼児期から、絵本や紙芝居などの読み聞かせ会や、読書活動を通じた親子のふれあいや地域の方とのふれあいの機会を充実します。
- ② 小中学校において、学校図書館司書やボランティアを活用した読み聞かせ会を積極的に実施したり、授業前などを活用した読書の時間を設けます。
- ③ 学校図書館と町立図書館が連携しながら蔵書の充実を図り、おすすめの本の紹介や読書目標を設けるなど、子どもたちが読書に親しめる環境づくりを行います。

(6) スポーツ交流の推進

- ① 津幡町小学校体育大会の参加学年や種目の拡充を図り、一層の充実に努めます。
- ② 基本的な技の習得をめざし、課題をもって運動を行う小学校器械運動交歓会を充実します。

- ③ さまざまな世代が身体を使って町歌に親しめるように、町歌のメロディに合わせた体操を広めます。
- ④ 各種広報紙やホームページ、ケーブルテレビ放映などを積極的に活用し、保護者、地域住民に対し、取組の理解と周知を図ります。

(7) 児童生徒の体力と運動能力の向上をめざした体育活動の推進

- ① 教育活動全体をとおして、自己の体力を高めようとする意欲をはぐくみます。
- ② 児童生徒の課題を把握し、体力・運動能力向上につながる学習活動や取組を工夫していきます。



【津幡町小学校体育大会】

(8) 児童生徒の課外活動の充実

- ① スポーツ競技会、美術展、書道展、吹奏楽による音楽会、茶会など児童生徒の課外活動の成果を発揮する場の充実に努めます。
- ② 教職員や町民のスポーツにおける専門性や指導力の向上を図るため、メンタルトレーニング※1講習会やアンガーマネジメント※2講習会などを開催します。
- ③ 有能な地域人材や外部団体の指導者を積極的に活用し、児童生徒の課外活動の活性化を図ります。
- ④ 児童生徒の県大会、北信越大会、全国大会出場に対する遠征費などの財政的な支援に努めます。

※1) メンタルトレーニング【mental training】…スポーツで、自らの精神状態を好ましい方向にもっていくためのトレーニング。スポーツ選手には競技中に最高のパフォーマンスを実現するために、意欲、決断力、自信などを高めるイメージトレーニングや瞑想などが多く取り入れられている

※2) アンガーマネジメント【anger management】…アンガー（anger）とは、怒りやいら立ちといった感情のこと。衝動にまかせて怒りを爆発させるのではなく、上手にコントロールして適切な問題解決やコミュニケーションに結びつけること。

施策の展開 3-2 「いのち・からだ・こころ」の教育の推進

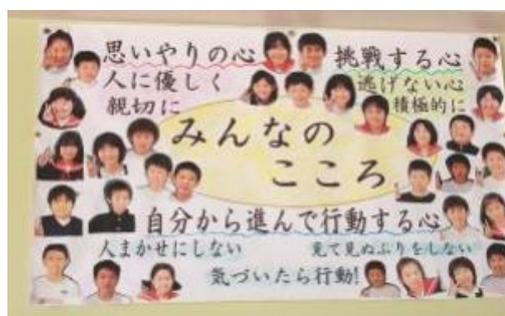
人が人として生きていく中で、「いのち・からだ・こころ」は切り離すことのできない関係にあります。どれか一つのバランスが崩れた時、命にかかわる状況に発展することも懸念しなければなりません。そのため、子どもたち一人一人が自分の「いのち・からだ・こころ」の関係について考えていく必要があります。

日常生活のさまざまな場面で、子どもたちがコミュニケーションを通じて人間関係を深めるとともに、命の大切さが実感できる「いのち・からだ・こころ」の教育を家庭・学校・地域が一体となって推進し、豊かな人間性や自律性をはぐくみます。

施策の方針

(1) 人権尊重の精神の涵養

- ① 社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養を図っていきます。



【学校における人権教育の取組】

(2) 学校教育で行う道徳教育の充実

- ① 人間としての在り方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道徳性を育成し、児童生徒の心に響く道徳教育を推進します。

(3) 地域社会全体で行う道徳教育の充実

- ① 豊かな人間性や社会性をはぐくむ道徳教育を地域社会全体で推進します。

(4) 自尊感情と自己肯定感をはぐくむ活動の推進

- ① 「いのち・からだ・こころ」を大切にできる児童生徒の育成を目標とし、命の大切さを実感でき、自尊感情と自己肯定感をはぐくむ教育活動を進めます。

(5) 心や体に悩みや不安を抱える子どもに対する支援

- ① 子どもが抱える問題や課題を早期に発見し、解決の向かうために必要な相談、支援ができる体制づくりを進めます。

具体的な取組

(1) 人権尊重の精神の涵養と教育活動

- ① いじめ問題に関わる組織を設置し、いじめは許されないことを徹底します。
- ② 人権を尊重することは、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」であることが実感できる教育活動を推進します。
- ③ 家庭教育、学校教育、社会教育の場において、人権感覚を身につける教育活動に努めます。

(2) 道徳心をはぐくむ道徳教育の充実と推進

- ① 幼児期から、豊かな情操と道徳心を培う活動を推進します。
- ② 学校における道徳教育推進体制づくりを進め、特別の教科道徳を核とした道徳教育の充実を図ります。
- ③ 地域社会全体でさまざまな人とのふれあい、道徳心をはぐくむ教育活動を進めます。

(3) 自尊感情と自己肯定感をはぐくみ、生きる力を培う教育の充実

- ① 自他に対する理解ができ、他者とのかかわりをとおして現実の自己を見つめ受容できる「確かな自我」を育てる活動を推進します。
- ② 「生きていることには意味がある」「生まれてきてよかった」「命を大切にしたい」「人の役に立ちたい」と命のおもさを感じ自己肯定感がもてる教育を推進します。
- ③ 地域社会でさまざまな人とのかかわり、職場体験、異世代交流、自然体験、和文文化体験など多様な体験の充実を図ります。

(4) 悩みや不安を抱える子どもと家族への支援の充実

- ① 一人一人の悩みや不安を受け止め、状況に応じて、相談機関や医療機関につなぎ、専門的な相談が受けられるように支援します。
- ② スクールカウンセラー※1、スクールソーシャルワーカー※2、関係機関による相談支援の実施・充実に努めます。

※1) スクールカウンセラー…心理学等高度な専門的知識を有し、児童生徒の不登校や問題行動等の対応に当たって、児童生徒の心理的カウンセリングや保護者や教職員へ助言を行う。

※2) スクールソーシャルワーカー…児童生徒の問題行動等の対応に当たって、児童相談所を始めとする関係機関と連携し、特に福祉的援助の必要性のある家庭への自立支援等を行う。

施策の展開 3-3 次代を担う青少年の健全育成

青少年がこれからの社会を生き抜くためには、豊かな心、健やかな体をはぐくむことができるように、地域のさまざまな機関が連携していくことが必要です。また、悩みや不安を抱える青少年への支援が重要になってきています。青少年を取り巻く地域住民が青少年の心と体を大切に、それぞれの状況に応じた柔軟できめ細やかな対応をしていくことが望まれています。

次代を担う青少年が、夢と希望を持って自己実現を図るとともに、社会的自立に向けて必要な能力や態度を身に付けることができるように、青少年の育成および青少年を取り巻く環境の整備を進めていきます。

施策の方針

(1) 地域社会における青少年の健全育成

- ① 地域で青少年を見守り、はぐくみ、地域との結びつきを大切にした青少年の健全育成を図ります。
- ② 青少年が地域で活躍できる場の提供や次世代へつないでいく活動を推進します。

(2) さまざまな悩みを抱える子どもの自立支援

- ① 関係機関と連携を図り、自尊感情や自己肯定感が高まるよう支援していきます。
- ② スクールカウンセラーや学校サポート指導員による教育相談活動を推進します。

(3) 情報モラル教育の推進

- ① 子どもの発達段階に応じた情報モラルが身に付けられる学習活動を推進します。
- ② スマートフォンをはじめとする新たな通信機器にかかわるさまざまな問題について、PTA や関係団体などと連携しながら、保護者への啓発を推進します。

具体的な取組

(1) 地域社会で見守りはぐくむ青少年健全育成の充実

- ① 乳幼児期からの規則正しい生活習慣づくりの推進を行います。
- ② さまざまな人とかかわる（家族・友達・教師・地域の方など）体験型活動の実施に努めます。
- ③ 地域住民、町青少年育成センター育成指導員、教職員で構成された育成員が中心となり、地域で見守る青少年の育成活動を充実します。
- ④ 関係機関が一体となり、有害環境から子どもを守る取組を充実します。

(2) 児童生徒の健全育成をめざした学校環境づくり

- ① 自己の存在を実感し、充実感を得られる心の居場所と社会性を身に付ける絆づくりの場となるように努めます。
- ② いじめや暴力行為などの未然防止に努め、児童生徒の健全育成を行います。
- ③ 不登校の児童生徒がもつ悩みや苦しみを受け止め、一人一人の気持ちや状況に寄り添う支援に努めます。
- ④ 子どもの変化に気づき、心に寄り添い、理解することができる教職員の資質向上を図ります。
- ⑤ 生活アンケートや悩みアンケート、Q-U心理テスト[※]などを実施し、一人一人の心理的状況の理解に努め、学級経営の改善に生かします。
- ⑥ 学校での支援体制の確立と教育活動を通じた生徒指導や保護者への啓発活動を充実、推進します。
- ⑦ 子どもの状況に応じた支援の充実を図り、幼稚園・保育園等・小学校・中学校がつながる教育支援体制を整備します。

(3) 社会的自立に向けた支援体制の充実

- ① 子どもや家族が抱えるさまざまな問題や課題が解決に向かうために、必要な相談、支援ができる体制を充実していきます。
- ② 一人一人に応じた総合的・横断的な支援を推進し、社会的自立につながるよう努めます。

(4) 情報モラル教育の充実と推進

- ① 児童生徒に対し、情報モラルを身に付けるための学習活動を推進し、情報機器の正しい使い方やルール遵守の徹底、ネットトラブルに対する指導の充実を図ります。
- ② 保護者や地域住民を対象に、携帯電話・スマートフォン等の機能制限、フィルタリングの活用などさまざまな問題について啓発活動や講演会を行います。

※Q-U心理テスト…学校生活における児童生徒の意欲や満足感および学級集団の状態を質問紙によって測定するテスト。